

部落自治振興交付金追加交付(敬老事業分)について

総務課

1 経過及び趣旨

6月の区長配布文書で、今年度は敬老事業に対する補助金は中止する旨を各区長に通知。

しかし、敬老事業の趣旨である「高齢者を敬う」という考え方は町としても継続して住民に発信したく、また、地域の中でも、なんらかの形で敬老の意を表したいという意識が根付いており、今年度も地域で独自に弁当配布などを計画している部落も複数ある。

以上の理由から、今年度に限り、下記のとおり部落自治振興交付金(敬老事業分)の追加交付を行い、地域での高齢者の長寿のお祝いに役立ててもらおう。

2 交付対象

各行政区(みどり園、特老みどり園、百寿苑は除く。)

みどり園、特老みどり園、百寿苑については、入所の高齢者も多数あるが、自治会としての機能はほぼなく、部落自治振興交付金の交付対象外。

3 交付対象経費

各行政区内で行う、敬老事業(記念品配布等)に対する経費

4 交付額

各行政区内の令和2年4月1日時点の75歳以上高齢者数×1,000円

5 交付(予定)日

令和2年9月10日(木)

6 今後のスケジュール

- ・7月中旬 交付決定通知、請求書の送付
- ・8月上旬まで 請求書提出
- ・9月10日 支払
- ・1月頃 実績報告書提出